

## 第44号議案

### 八王子市介護保険条例の一部を改正する条例設定について

八王子市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和3年2月24日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

### 八王子市介護保険条例の一部を改正する条例

八王子市介護保険条例（平成12年八王子市条例第26号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(保険料率等)</p> <p>第9条 <b>令和3年度から令和5年度まで</b>の各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <b>3万4,500円</b></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <b>5万1,800円</b></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <b>5万1,800円</b></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <b>6万2,100円</b></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <b>6万9,000円</b></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <b>7万9,400円</b></p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1</p>	<p>(保険料率等)</p> <p>第9条 <b>平成30年度から平成32年度まで</b>の各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <b>2万2,700円</b></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <b>3万2,400円</b></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <b>4万5,400円</b></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <b>5万8,400円</b></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <b>6万4,900円</b></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <b>7万4,600円</b></p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1</p>

項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、**第35条の3第1項**又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、**当該合計所得金額が0を下回る場合には、0**とする。(以下同じ。)が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、**第13号イ、第14号イ又は第15号イ**に該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 **8万9,700円**

ア 合計所得金額が120万円以上**210万円**未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、**第13号イ、第14号イ又は第15号イ**に該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 **10万100円**

ア 合計所得金額が**210万円**以上**320万円**未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、**第13号イ、第14号イ又は第15号イ**に該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 **11万400円**

項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。(以下**この項において**同じ。)が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ**又は第13号イ**に該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 **8万4,400円**

ア 合計所得金額が120万円以上**200万円**未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ**又は第13号イ**に該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 **9万4,100円**

ア 合計所得金額が**200万円**以上**300万円**未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ**又は第13号イ**に該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 **10万3,800円**

ア 合計所得金額が **320万円**以上**400万円**未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第11号イ、第12号イ、**第13号イ、第14号イ又は第15号イ**に該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 **12万800円**

ア 合計所得金額が **400万円**以上500万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第12号イ、**第13号イ、第14号イ又は第15号イ**に該当する者を除く。）

(11) 次のいずれかに該当する者 **13万1,100円**

ア 合計所得金額が500万円以上**600万円**未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）、次号イ、**第13号イ、第14号イ又は第15号イ**に該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者 **14万1,500円**

ア 合計所得金額が**600万円**以上**800万円**未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ **要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。）**

(13) 次のいずれかに該当する者 **15万**

ア 合計所得金額が **300万円**以上**350万円**未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第11号イ、第12号イ**又は第13号イ**に該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 **11万3,600円**

ア 合計所得金額が **350万円**以上500万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第12号イ**又は第13号イ**に該当する者を除く。）

(11) 次のいずれかに該当する者 **12万3,300円**

ア 合計所得金額が500万円以上**700万円**未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）、次号イ**又は第13号イ**に該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者 **13万**

**1, 800円**

ア 合計所得金額が **800万円**以上1,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）**、次号イ又は第15号イ**に該当する者を除く。）

**(14)** 次のいずれかに該当する者 **16万**

**9, 100円**

ア 合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）**又は次号イ**に該当する者を除く。）

**(15)** 次のいずれかに該当する者 **18万**

**6, 300円**

**ア 合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの**

**イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）**

**(16)** 前各号のいずれにも該当しない者 **20万100円**

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る**令和3年度から令和5年度まで**の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、**2万700円**とする。

**3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「2万700円」とあるのは、「3万4,500円」と読み替えるものとする。**

**4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦**

**9, 500円**

ア 合計所得金額が **700万円**以上1,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）**又は次号イ**に該当する者を除く。）

**(13)** 次のいずれかに該当する者 **15万**

**5, 700円**

ア 合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

**(14)** 前各号のいずれにも該当しない者 **17万2,000円**

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る**平成30年度から平成32年度まで**の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、**1万9,500円**とする。

課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「2万700円」とあるのは、「4万8,300円」と読み替えるものとする。

附 則

（令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

第3条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第9条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア及び第16号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

附 則

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の八王子市介護保険条例の規定は、令和3年度以

後の年度分の保険料について適用し、令和2年度分までの保険料については、  
なお従前の例による。